省令

○総務省令第十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第一号、第十三号、第十七号、第二十二号、第三十四号、第四十五号及び第五十号」を「第十四号、第十九号、第三十一号、第四十号、第四十五号及び第五十四号」に改め、同号の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同表第十七号を次のように改める。

十七　中小企業対策に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×0.8＋B）×0.5－C 算式の符号 A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのため借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

第四条第一項第一号の表第十七号を同表第十四号とし、同表第十八号中「特殊地下壕対策事業」を「特殊地下壕等対策事業」に改め、同号を同表第十五号とし、同表中第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、同表第二十一号算式中「152,800円」を「155,100円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表中第二十二号を第十九号とし、第二十三号から第三十四号までを三号ずつ繰り上げ、第三十五号を削り、第三十六号を第三十二号とし、同表第三十七号中「地域協力活動」の下に「並びに地域おこし協力隊員等による起業」を加え、同号を同表第三十三号とし、同表中第三十八号を削り、第三十九号を第三十四号とし、第四十号から第四十六号までを五号ずつ繰り上げ、同表第四十七号を次のように改める。

四十七　文化財の災害復旧に要する経費があること。	文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十八号によつて算定した額を控除した額とする。

第四条第一項第一号の表中第四十七号を第四十二号とし、第四十八号を第四十三号とし、第四十九号を第四十四号とし、同表第五十号算式中「11,100円」を「12,800円」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第五十一号中「小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項」を「小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第五十二号を同表第四十七号とし、同表に次の十号を加える。

四十八　渇水対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額
四十九　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。	その年の一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該支援補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
五十　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
五十一　豚流行性下痢対策に要する経費があること。	当該年度において豚流行性下痢のため国の補助金を受けて実施する疾病まん延防止対策に要する経費（第一項第一号の表第六十三号において特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
五十二　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。
五十三　地域の資源と資金を活用して地域における循環を創造する取組に要する経費があること。	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条第一項に基づき市町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七（小数点以下二位未満の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。 一　地域密着型企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・七を乗じて得た額 二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額
五十四　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。	分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
五十五　多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。	国の行う農地・農業用水等の保全のための地域による共同活動に対する支援及び自然環境の保全に資する農業生産活動に対する支援と連携を図り当該道府県が当該年度に行う多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一・二、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。